

総発第409号
令和5年2月24日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 進藤 晃 様

酒田市長 丸山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和5年1月26日付監発第87号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
税務課	<p>指摘事項</p> <p>【契約】 ○予定価格を超えた金額で契約を締結していたもの</p> <p>契約名 令和5年度固定資産評価に係る標準宅地の時点修正業務委託</p> <p>相手方：A 契約金額：412,500円（12,500円×30地点×1.1）</p> <p>相手方：B 契約金額：151,250円（12,500円×11地点×1.1）</p> <p>仕様書の認定伺の入札または見積りに付する価格は、前者が405,900円（12,300円×30地点×1.1）、後者が148,830円（12,300円×11地点×1.1）となっているが、設定した価格を超えた見積額で相手方を決定し、契約を締結していた。</p> <p>本来であれば、再度見積書を徴取す</p>	<p>固定資産評価に係る標準宅地の時点修正業務委託は、市内118地点の標準宅地を6地区に分割し業務委託している。入札に付するため地区ごとに単価が異なるにもかかわらず、予定価格の単価を同額で算定したため、相手方A、Bに対して、設定した価格を超えた見積額で決定してしまったものである。</p> <p>令和5年度の業務委託（令和6年度固定資産評価）にあたり、予算要求時に6地区すべての見積書を徴することとし、予定価格の設定を誤らないように対策を施した。また、契約事務に関して、係内で担当職員以外にも情報を共有することとした。</p>

		る必要があつたにもかかわらず、見積書を徴取していなかったため、今後は適正な事務執行をすること。	
--	--	---	--